



2018年2月28日

各位

会社名 株式会社りそなホールディングス
代表者名 取締役兼代表執行役社長 東 和 浩
(コード番号 8308 東証一部)

第5種優先株式の取得および消却について

当社は、本日、第5種優先株式の全部につき、下記の通り、当社定款第16条第1項の規定に基づく取得、および当該取得を条件として会社法第178条の規定に基づく消却を行うことを決定いたしました。

記

1. 取得の内容

- (1) 取得する株式の種類 : 第5種優先株式
- (2) 取得する株式の総数 : 4,000,000株
- (3) 株式の取得価額 : 1株につき25,419.105円(※1)(※2)
- (4) 株式の取得価額の総額 : 101,676,420,000円
- (5) 取得の相手方 : 第一生命保険株式会社4,000,000株
- (6) 取得日 : 2018年3月15日(木)

(※1) 金25,000円に、経過配当金相当額(優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含みます)で日割計算した額から優先中間配当金459.375円を控除した額をいいます)である419.105円を加算した額。

(※2) 経過配当金相当額は1銭未満の端数は切上げ処理しております。

2. 消却の内容

- (1) 消却する株式の種類 : 第5種優先株式
- (2) 消却する株式の総数 : 4,000,000株
(上記1.により当社が取得する第5種優先株式の全部)
- (3) 効力発生日 : 2018年3月15日(木)
- (4) 消却については上記1.により第5種優先株式の全部を当社が取得することを条件とします。

以上